

## 9月からの『標準報酬月額』をご確認ください

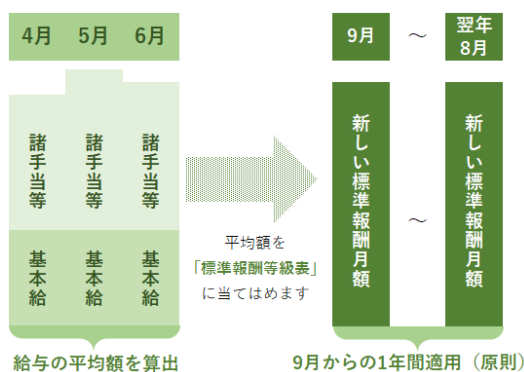
### ◆ 毎年9月は、『標準報酬月額』が見直される月です

「定時決定」により、共済掛金や給付金等の算定の基礎となる『標準報酬月額』が見直されます。

対象の方	7月1日現在、組合員資格がある方（※下欄の方を除きます）
対象外の方	◇ 6月1日以降に入社した方 ◇ 7月～9月のいずれかの月で、随時改定や育児休業等終了時改定等が行われた方

### ◆ 定時決定とは？

毎年、4月～6月の3か月間の給与の平均額から、9月～翌年8月の1年間に適用される「標準報酬月額」を算定することをいいます。



標準報酬月額の算定は、共済組合で行っているのですか？



所属会社で算定しています。詳細はお勤め先の給与担当の方にお尋ねください。



非正規社員（時給制）の方の給与は翌月支給ですが、どのように算出されますか？



4月支給額（3月分）、5月支給額（4月分）、6月支給額（5月分）の平均額で算出されます。



### ◆ 9月の給与明細をご覧ください

新しい標準報酬月額が記載されています。共済掛金等も、新しい標準報酬月額に基づいて計算されています。

【計算の例】

4～6月の給与		平均	標準報酬月額	9月～翌年8月		
				共済掛金等（給与から控除）		
4月	242,000円	235,000円	左記の平均額が230,000円以上250,000円未満 <b>240,000円</b>	共済組合掛金（短期）	1000分の46.30	11,112円
5月	237,000円			共済組合掛金（介護）	1000分の8.72	2,092円
6月	226,000円			厚生年金保険料	1000分の91.50	21,960円
				退職等年金掛金	1000分の7.50	1,800円
				計		36,964円



よくあるご質問

回答



給与には何が含まれますか？	給与明細に記載された「給与支給総額」と、給与明細に記載のない現物給与（社宅等）が含まれます。
通勤手当は4月に6か月分が支給されますが、全額が4月の給与になりますか？	総額の6分の1の額を、4月から6月の各月でそれぞれ算定します。（例：6か月分で6万円の場合、1万円を3か月）
算定の際、賞与や特別一時金は含まれますか？	「年3回以下支給の手当」は除きますので、賞与や特別一時金（2023年5月支給）、窓口事業営業手当等は含まれません。
標準報酬月額に応じた共済掛金等の額を調べることはできますか？	共済組合HPに掲載の『標準報酬等級表』をご活用ください。下記URLからご覧いただけます。

詳しくは共済組合HPでご案内しています。 <https://www.yuseikyosai.or.jp/shikumi/kakekin.html?t=02>

トップページ「用語から探す」→標準報酬（定時・随時）

【標準報酬担当】

